

令和2年度保険料率について

1. 平均保険料率

【論点】

協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

【埼玉支部評議会意見】

- 中長期的な視点で考えることは大切であり、反対というわけではないが、10年というスパンは長いので、あまりこだわりすぎないほうがいい。近年の準備金残高の伸びから考えても、保険料率を下げてもいいのではという考え方は持つべき。（学識経験者代表）
- 事業所側からすれば、保険料の負担は重くのしかかっているのが現状であり、下げることを望む声もあるところだが、仮に保険料率を下げたとしても、また先々に保険料率を上げることになると、かえって混乱が生じることになるため、今後の見通しを考えると、平均保険料率は10%を維持すべきと考える。
（事業主代表）
- 賃金上昇率など不確定な要素が多い中では、現在準備金残高が積み上がっている状況であっても、平均保険料率は10%を維持すべきと考える。その分協会けんぽは、「加入者に還元する施策をしっかりと進めていくこと」「協会けんぽの体制強化に繋げていくこと」などに準備金を有効活用し、将来的なコスト削減に結び付けていくことが大変重要である。（事業主代表）

令和2年度平均保険料率に関する論点

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

【論点】

- ・激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和2年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。
- ・インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

【埼玉支部評議会意見】

- 特にご意見なし

3. 保険料率の変更時期

【論点】

- 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分（3月分）からでよいか。

【埼玉支部評議会意見】

- 特にご意見なし

令和2年度保険料率に関する各支部評議会における主な意見

意見の概要 (第99回運営委員会 (9/10) 後に開催された47支部の評議会中では出された主な意見)

1. 令和2年度の平均保険料率について

※ () は昨年の支部数

意見書の提出なし 13支部 (9支部)

意見書の提出あり 34支部 (38支部)

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部 | 21支部 (18支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 7支部 (13支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 2支部 (6支部) |
| ④ その他 (平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 4支部 (1支部) |

2. 令和2年度の激変緩和措置について

激変緩和措置の計画的な解消以外の意見はほぼなし

3. 保険料率の変更時期について

4月納付分 (3月分) 以外の意見はほぼなし